

Title	山本英史編,『伝統中国の地域像』
Sub Title	Eishi Yamamoto (ed.), Images of regions in traditional China
Author	岩井, 茂樹(Iwai, Shigeki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.1 (2001. 12) ,p.119- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20011200-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20011200-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 山本英史編『伝統中国の地域像』

岩井茂樹

本書は、一九七七年から二年間にわたり編者山本英史が組織した共同研究プロジェクト「中国清代の国家と地域」の成果として刊行された論文集である。序章のなかで山本は一九八〇年代以降の「地域社会論」の提唱と発展を、それ以前の発展段階論に足場をおいた明清史研究からの脱却と、フィールドワークや未知の資料の発掘による実証的な研究の出現という見方から論じている。

二十年ほど前、森正夫が地域社会に焦点をあわせるとの有効性を主張したとき、地域社会は、共通の社会秩序や共通のリーダーシップの下への統合を見いだすことのできる場として捉えられていた。それは、ひとつの具体的な地域そのものを多角的にとらえるという方法ではなかった。また、地域に密着した実証的研究を目指すことを提倡したものでもなかつた。

秩序や統合という社会関係、換言すれば社会を成り立たせている諸個人の関係性に着目しつつ、これらを歴史資料を通じて具体的に観察しようとすれば、観察者の視角を絞つて対象を微視的に捉えることが求められる。しかし、地域と名ざされるものの大きさは様々であつてよい。秩序や統合という概念をひろく捉えるならば、「地域社会」はほとんど「社会」と同義であるとも言えるであろう。すると、もつとも小さな社会である家族や家に焦点をあわせて、その内部の秩序や統合を明らかにするという戦略も考えられるし、逆に特定の法制度のもとに統合された国家社会、あるいは国家を越えた地域を対象として措定することも可能である。社会として措定しうる人間集団は複層的であり、そのいずれの層からも、秩序づけられ統合された社会を切り出すことが可能である。

また、社会を成り立たせる秩序や統合は、切り出された一つの層のなかで完結しているわけではなく、垂直的にはたらく秩序や統合のベクトルもある。このように地域社会論なるものを、歴史的な社会構造論一般へと拡散させることも可能であろう。

しかし、森正夫の提言は、中国史の研究に歴史的な社会構造論を持ちこむことを指向していたのではなかった。谷川道雄らが中世史の分野で試みていた方法から影響を受けて、秩序や統合を考えるさいに、法や慣習といった制度的な枠組みに向かうのではなく、生々しい人と人の関係に着目しつつ、その場において秩序や統合が形成される過程とその構造を理解する方法の有効性を説いたところに、森流の地域社会論を社会構造論一般から分かつ分岐点があつたと考えられる。

本書にまとめられた成果は、対象とする地域はもとより、問題の取り扱いの方法においても実に多様である。

編者山本も言うようにこの研究プロジェクトは積極的な方法論の提起を試みようとするものではない。たしかに、丹念な資料探索にもとづく実証研究であり、巨視的な対象ではなくそれぞれ特定の地域を考察の対象としたものであることは共通しているが、特定の方法や視点によ

く傾斜するものではない。しかし、この共同研究プロジェクトの参加者は、上に述べたような地域社会論の方法、あるいはそれを包含する社会史の方法を、濃淡の違ひはある、意識しつつ研究をすすめているようと思われる。地域の相貌を描きだそうという指向は共有されているし、地域における特定の秩序、すなわち人々や集団の行動の型がどのように形成され、どのような構造のもとに成立していくかという方向から地域を描きだそうとする点においても、ゆるやかな方向性を示している。「地域像」という題目は際だた新しさを喚起することはないかもしれないが、本書に収められた論文が、それぞれ選び取った場の、特定の光源からする写像をあざやかに映したるものであることからすると、これはまことに相応しい命名であると言えよう。

以下、章ごとに論旨を追いながら、評者の意見を述べさせていただく。

新宮学「通州・北京間の物流と在地社会——嘉靖年間の通惠河改修問題をめぐりに」(第一章)は、通惠河を利用した通州—北京間の物資輸送の問題をとりあげ、京師の物流市場の特質とそれをめぐる利害対立を明らかにする。嘉靖七年、大運河(京杭運河)のターミナルで

ある通州と北京城をむすぶ通惠河の改修がおこなわれ、堰堤と水門で区切られた五区間のそれぞれに「剝船」と呼ばれたはしけを配備し、糧米をリレー方式で運搬するシステムが確立された。元代に帝都建設の一環として郭守敬が設計して開鑿された通惠河は、元末には水量の不足や土砂の堆積によって舟行が困難となつており、明代になつてからは、車戸による陸運が通州・張家湾と北京城との物資輸送の手段となつていた。

水運の復活は、それまで陸運にかかわつて利益をえていた人びとに損失を与える。通惠河の場合には「権勢の家」と「罔利の徒」の抵抗が大きかつた。有力な宦官や爵位世襲を認められていた勲臣の家、外戚などが、車戸の仲介斡旋を業務とする牙行を配下において利益を独占していることは、当時の論者の指摘するところであつた。これらの勢力の抵抗によつて、通惠河改修による水運の復活はしばしば阻まられてきた。この状況が打破されるのは、嘉靖帝が従来の外戚優遇策を転換し、先帝の皇后を出した張氏——北京で倉庫業や仲買問屋業を大規模に営んでいた——に打撃をあたえたことと関連していたといふのが新宮の説である。

しかし、こうした皇帝個人の意図だけが通惠河水運の

復活を実現させたわけではなく、運搬費用の低減による財政上の利点、通州で糧米の支給を受けていた在京の各衛が北京城内で受給可能となるという利便、通州での備蓄分を北京城内に運びこむことによつて安全性がたかまるという防衛上の利点など、水運復活の必要性が公的な場で議論され承認されたことも重要であつた。新宮によれば「明末という時代は、これまで主として北京在住の身分的特権者層によつて、通州・北京間の国家的物流を梃子に掌握されていた在地社会が新たな変容を迫られた時期でもあつた」。

新宮は、丹念に資料をたどりつつ多くの関連事実を明らかにし、物流市場をめぐる利害対立の具体像を提示することに成功している。宦官や勲戚、軍人層が利害対立の中心にいたことは、明代の京師という在地社会の特質であつた。通惠河の水運復活を軸としてこの特質をあぶりだすという意図は、充分な成功を收めている。また、ほとんど先行研究のない分野で、このように緻密かつ目配りのひろい研究を成し遂げた点において、この論文の功績は大きい。ただ、国家的物流を梃子として身分的特権者層によつて掌握されていた在地社会が、十六世紀前半という時期において新たな変容を迫られていたといふ

主張には、いささかの弱さを感じる。どのような変容が起ころつたのか？ 身分的特權者層による掌握という経済的な力関係 자체に変動が生じていたことを主張するのか、あるいは身分的特權者層と概括される集団の内部構成が変化しようとしていたことを主張するのか、評者には読みとることができなかつた。北京と通州という特殊な国家経済上の関係に置かれていた二つの都市社会が、それぞれ固有の利害を表出させ、「公」の場におけるそれらのせめぎ合いのなかで、政策決定や公共的施設の実現がおこなわれるといった地域的な政治構造が、この時期に形成されつつあつたのだということを主張するのであれば、考察の対象と議論の方向をこのような主張にむけて収斂させることが必要であろう。

岸本美緒「『老爺』と『相公』——呼称から見た地方社会の階層感覚」（第二章）は、「だんな様」に相当する呼称に着目し、地方住民による認知という方向から地方エリートの権力の成り立ちを考察する。「老爺」などの呼称は、勢力認知の媒体であり、そう呼びかける相手にたいし恭順の意を示すだけでなく、それを観察する第三者も、それを聞いてその人物の勢力を認識する。このようないな相互実践によつて地方社会の階層関係は形成され、

また変化する。岸本は、まず階層感覚を示すどのような呼称が用いられていたのか、資料涉獵によつて明らかにしたうえで、「爺」系列の語は呼ぶ側の地位にもかかわつており、原則的に庶民が官僚紳士を呼ぶさいの呼称であること、官僚に対する「老爺」の呼称が明末以降のものであること——それ以前は「相公」「大人」などが一般的——、「老爺」「爺爺」は血縁的な尊卑長幼の関係に伴う直接的な支配従属の感覚を伴つていてこと、「相公」という呼称の対象は、宰相から一般官僚、やがて生員から胥吏・俳優へと時代を追つて下降していくこと、呼びかけという相互行為が勢力の認知をつうじて身分秩序をつくりだす過程であつたことを考へるならば、「老爺」と呼ばれる対象が本来の用法から逸脱するような現象は、秩序そのもののゆれとして解釈できることなどを論じてゐる。

人々の相互認識と行動における関係性に着目して、生活の場における勢力、身分、権力の形成を理解しようとすれば、「社会の片隅で選択する個々の人々の行動、その集合が社会だ」という視点から、なぜ人々はこのように行動するのかを考えようとするとき、その方向はどうしても、人々の行為と動機から出発するミクロからの、

また下からのアプローチにならざるをえない」（『明清交替と江南社会——17世紀中国の秩序問題——』序 八頁）わけである。「老爺」と「相公」をめぐって展開される説得力に富んだ議論は、こうした岸本の方法が、社会の動的な形成と歴史的な変化を捉えることにおいてきわめて有効であることをあらためて認識させるものである。

山本英史「清代康熙年間の浙江在地勢力」（第三章）は、地方官が行政実務のなかでやりとりした公牘を資料として、地方官僚の眼を通して見た在地勢力の性格を論じ、中国における国家と地域との関係について従来の理解を再検討しようとする。

康熙年間の浙江省についての公牘は、その多くが今日では稀観書であるが、山本は精力的な資料探査によつて公刊された公牘類八種を主資料として縦横に駆使する。まず、論じられるのは「衙蠹」などの用語である。地方官僚にとって、胥吏や衙役は協力関係を維持せねばならぬ相手であるとともに、職権を濫用し行政を食い物にしてしまう「獅子心中の虫」でもあった。衙蠹は地方政府の業務の遂行過程のなかで様々な口実を設けて民衆から金錢を聚斂する存在として非難の対象となっていた。州

県官のなかには、かれらが民から金錢を聚斂することをみずからの利益としている者もあった。また、官府の下役だけでなく、郷村で書算業務を担当する里書なども、胥吏とおなじく、そのポストを相続したり売買したりして手にいれ、州県官がこれと結託して不正を許していたのであって、「衙蠹」と同類のものとされていた。官府の人員ではなく、民間における無頼集団ではあるが、徵税と訴訟などの地方行政に深く干与する者たちも、地方官僚から「棍蠹」などと呼ばれて非難されたし、生員・監生のなかにも、錢糧を包攬し、詞訟へ介入し、官府の勢力と結託し、また「聯盟結社、武断鄉曲」すなわち徒党を結成して地方を牛耳り、賭博などをおこなつて「学蠹」「衿蠹」などとと呼ばれる者があつた。このように「衙蠹」「棍蠹」「衿蠹」の三種類は、官に寄生して「仮公濟私」し、地方政治を内部から蠹むものの表現であった。地方官はこれを一時的に肅清することはできても根治不可能であるのは、「現実には行政機構の主要な担い手であり、それを排除することはそれに乘っかかる国家の在地支配そのものを解体してしまう矛盾に逢着する」からである。

また、「豪」（ヤマアラシを原義とする）字を冠せられ、

州県官にとつて手が出せないといった印象をあたえる勢力もあつた。「衙蠹」は「衙蠹」同士結びついて組織を形成し、官署における足場を確保するとともに、「豪」に接触することによつて勢力を万全にした。

「蠹」「豪」などは、言うまでもなく官の側からする否定的含意の表現である。しかし、山本が言うように、こうした在地勢力は清朝による州県統治の中に不可欠のもとのとして組み込まれた細胞であつたことは否定のしようがない。問題は、こうした州県統治を維持している構成とそのなかで実現している交換関係が、地域社会のなかにどのような特質を刻印したかという点にあるだろう。

三木聰「長閥・斗頭から郷保・約地・約練へ——福建山区における清朝郷村支配の確立過程」(第四章)は、福建省西部の山区で、明清交代期および耿精忠の乱の時期に出現したカオス的状況をへて、康熙年間後半にいたつて清朝の基層支配・郷村支配が確立する時期を対象とし、郷約・保甲の制度的な定着の過程を明らかにしようとする。

明清鼎革期から康熙十年代の耿精忠の乱まで、福建山区では「長閥」という組織が形成された。これは抗租反乱の中核をなした軍事組織であつたが、反乱の中心人物

が官の招撫に応じることをへて一種の地域的な武装権力となつたり、郷村社会の自衛組織となつたりするという変化を示していた。「国家権力の空白」という状況のもとで、軍事的性格を内包しつつ、郷村基層社会に一定の秩序と統合をもたらしていた「組織が「長閥」であり、この点で団練や郷兵の組織と同質のものであつた。また、康熙後半期の汀州府に見られる「斗頭」という集団は、もともと地主にたいして田租を量り取る升の大小を争う「較斗」などをおこなつた佃戸の組織であるとみなされてきた。三木はこの「斗頭」が「長閥」の残滓として出現したものであり、対地主闘争を目的とした佃戸のみの組織に限定されるものではないと論じている。

順治年間から耿精忠の乱の時期にかけて各地で組織された団練は、生員を中心とした郷村社会の実質的指導者や知県の主導のもとに組織されたものがほとんどであつた。混乱が収束し、清朝支配が確立するにともない団練の組織はその役割を終え、保甲制が有効に機能するようになると、団練に由来する練総・郷練・約練などの人役は、郷約・保甲関係の人役とともに郷村社会のなかに定着し、それとともに清朝国家の郷村支配が確立した。福建の郷村社会では、郷約・地保・保長・約地など様々

な人役がおかれ、戸口の管理や警察的機能を担うようになつてゐた。裁判資料などから、郷約・保甲關係の人役がこうした機能をはたすのみならず、郷村における紛争の解決をおこなつたり、治安維持にたいして日常的に注意を払うべき存在として裁判事件の場で重要な証言をおこなつたりしていた。こうした事態は、社会的秩序の再編——郷村社会システムに着目すれば長閏・斗頭と郷保・約地・約練とのせめぎあい——をへて、福建山区に定着したものであつたことが明らかにされている。

人々がどのような秩序、組織のなかに組み入れられ生活していたのかという問題を考えるうえで、郷村における基層組織や人役の実態を明らかにすることは必須の作業である。明清時代の郷村の社会組織についての研究は少なくないし、里甲制や郷約・保甲などの制度的な枠組や規範については多くの知見が蓄積されている。しかし、たとえば清代の保甲組織や郷約の実態を知ろうとすると、地方文書の欠落という資料上の制約によつて、大きな困難に逢着する。この論考は、地方志はもとより裁判資料、公牘、文集などからひろく関連資料をあつめ、長閏・斗頭といった民間の組織や団練など秩序の動乱にさいしてあらわれた組織から、社会の安定化にともない官の側か

らの再編による保甲・郷約の組織へといふ変化の過程を、福建山区という地域に即して追跡したという点で、貴重な研究である。望蜀の嘆でしかないことを承知の上で言うならば、この地域で保甲組織が官府の支配の網のなかに郷村を編成することに成功していたのか、成功したとするならばそれは郷村内部のいかなる秩序に基づくものであつたか、という点はなお明瞭ではない。団練・保甲に由来するさまざまな名称をおびた人役の存在とその活動の一端は明らかにされた。こうした事実を在地における編成とそれによつて規制される成員相互の関係のなかに位置づける作業によつて、「郷村社会システム」の実態解明への途がひらかれるのではないだろうか。

片山剛「清代中期の広府人社会と客家人の移住——童試受験問題をめぐつて」(第五章)は、先住者たる広東語を母語とする人々(広府人)の社会にたいし、客家人の移住がどのような問題を引きおこしたかといふ問題について、客家の居住・定着過程の実態、移住者の戸籍制度上の取り扱い、国家によつて移住民に提供された受け皿という三点の解説が必要であるとし、客家の子弟が移住先で県試を受験するさいの手続きと、客人受験がひきおこした紛擾を追究することによつてこの課題へ

の接近を試みる。

乾隆三年の定例において、移住民のうち「無原籍可帰者」は寄留の手続きをとつてから二十年以上が経過し、かつ農地・家屋を所有する者については、移住先への入籍を認める一方、「有原籍可帰者」は移住先への入籍（転籍）を認めず、童試は原籍地へ帰つて受験させることが定められた。乾隆三八年、礼部は受験希望者の原籍が判明しており、形式的には「有原籍可帰者」ではあっても、原籍地にはすでに家屋も田産もない者については、寄籍地で受験させるべきであるとの題奏をおこない裁可を得た。その後、乾隆五九年には、原籍の如何にかかわらず、移住先で家屋を取得し契税納入後二十年、農地は納税開始後二十年経過の二条件をみたせば、転籍のうえ受験を認める規定となつた。

しかし、客家人より入籍・受験の申請を受けた新寧県や開平県では、乾隆三九年以降もかれらについて「有原籍可帰者」であるとの判断を下し、広東省当局もこの措置を是認しつづけた。これは、省内土着民の反対を配慮したためであった。

珠江デルタ地帯では明代の里甲（図甲）制が清代から民国期にかけても存続しており、移入民は、里長戸や紳士の承認を得て居住を開始し、その支援・承認を得て図甲制上の戸を獲得して転籍することで土着化し、童試受験も可能となるという移住モデルを検出できる。新寧県の客家人移住民のばあい、清朝の政策による移住であつたため、土着民の承認・保証を得ずに寄籍手続きをおこない、客民を収用するための畸零団に編入され納税していた。これは上の移住モデルとは異なつており、「土着民社会とは異なる世界に住む客民が民籍枠を受験するのは、土着民社会の構成員に固有の権利を侵し、その秩序を搖るがすことになる」ことが根拠となり、客民の転籍、受験に土着民が抵抗した。受験をめぐる紛擾について、土着民とは別の客籍枠という生員の枠を新設することで解決が図られたのは、「土着民と客民が別々の世界に住む構図に対応するものだからである」。

土着民と客民とは「対國家関係において、基本的には別々の世界に住んでいた」ため、客民は「土着民に依存・従属し同化する制度的必要がないことを意味したが、他方で、独自の『移住・定着ルール』を備え、民籍枠の受験資格を付与する権限等をもつ土着民社会から排除されることを意味した」。

本稿の論述は、緻密な史料解釈にもとづいており、説

得力に富む。片山自身は強調しないが、戸籍・学校と

いつた法制度と社会的な受容・同化との二つの文脈から考へるという方法は、自由な社会における差別や分離といった普遍的問題を考えるうえできわめて有効であろう。土着民と客家人とが「別々の世界に住む」ものであつた論じられているが、片山の議論に沿うならば、新寧県のばあい、移住が清朝の政策によつておこなわれたため戸籍・納税も土着民と区分されていたことが別々の世界をかたちづくる重要な契機となつたと解釈できる。各地にひろく分布する客家人について考えるならば、移住が清朝の政策によつておこなわれたというケースは多くないと思われる。官憲の関与なしに移住がおこなわれた場合にも、戸籍・納税という対国家関係において区分されることがあり、かつそれが社会的な非同化や排除を惹起することがあつたのだろうか？ このような比較検討の作業をつうじて、片山の議論はさらに検討される必要があると思われる。

渋谷裕子「清代徽州休寧県における棚民像」（第六章）は、清代に棚民とよばれた山間地の移住民について、移住開発の形態、棚民と地元民とあいだの紛糾、移住先における経済的上昇と移動・定着などの問題を、文献資料

と実地調査にもとづいて分析する。

十九世紀初頭、休寧県南部の七つの村で、山林を所有する宗族と、山林の開発と用益の権利を契約によつて獲得した棚民（相当に高額な租価を前払いする出資者、雇傭された貧窮者、直接契約により所有者の佃戸となる者からなる）とのあいだに訴訟事件が発生した。官憲は調査の結果、山林所有者が棚民の退去を求めるばあいには、両者間の契約の状況などにてらして、契約残存期間分に相当する租価の一部を返還する、あるいは一定の猶予期間をおく条件で退去させるという解決案を示した。

渋谷は、こうした棚民追放をおこなつた二つの村を訪れ、住民からの聞き取りと碑文資料の採取などをおこなつた。十九世紀初頭の棚民追放いらい、これらの村では一貫して所有する山林への移住者を受けいれていないことが確認されている。しかし、このように裁判などの手段に訴えて棚民を追放した事例は、休寧県南部で起こつたにすぎない。県全体としては多少の摩擦が生じても棚民を追放するという事態には至らず、現在でもかつての棚民の末裔が移住先に定着している。その大半は、長江の北に位置する安慶府出身者であり、地元民から「安慶人」（かれらは県人口の三分の一ないしは五分の一

を占めるという) とよばれ、現在でも安慶方言を話している。渋谷は棚民を受容した二つの村を訪れ、いくつかの家族の移住前後から現在に至る数世代の生活史を記録している。

これまで文献資料にもとづく研究では、休寧県における棚民の開発が山林の環境破壊をもたらし、地元民との紛糾を惹起した事例に関心が集まっていた。また、他の地域の棚民についての研究も、移住先で問題を起こした棚民を対象とし、官側の資料に依拠することがほとんどであった。しかし、文献資料として残るのは突出した事象であることが多く、休寧県の大半の地域でのように、山間地への棚民の移住が頻繁であり、しかも移住先の社会に紛糾を惹起することもなければ、文献の記録には残らない。渋谷の指摘するこれらのことからは、歴史認識が陥りやすい視野の狭窄にたいしあらためて警告を發すとともに、移住、開発などが直近の時代まで継続してきた地域については、歴史研究にとつて現地調査がきわめて有効であることを示している。

棚民による開発の形態も、また地元民との関係も一様でなかつたという穩当な結論を渋谷は導きだしている。裁判による棚民追放にまで至つた事例では、多額の銀を

長期の租価として前払いし他人を雇傭して開発をおこなう形態であった。このような「富農と雇工身分の棚民によって行われた一時的な荒稼ぎをするための開墾は、トウモロコシの連作による土壤の劣化や水害の発生等の環境破壊を引き起こし、地域社会に様々な問題をもたらした」とするが、棚民追放に至らなかつた地域においても、出資者たる富農が雇傭労働力を投入して開発をおこなうような契約形態は見られるのであり、それらを「一時的な荒稼ぎをするための開墾」であり環境破壊を引き起こすものとするのは、議論として性急に過ぎないだろうか。逆に、小民が直接に地元の所有者と小作契約を結ぶばかりでも、開墾による山林破壊や、農耕による土壤劣化の結果としての斜面の荒廃をひきおこすこともあり得よう。こうした点について、さらに踏み込んだ検討がなされることが期待したい。

山田賢「生きられた「地域」——丁治棠『仕隱齋涉筆』の世界」は、清末四川省地方社会において地域をかたちづくつた人々の情念を読みとる作業をつうじて、地域の相貌の復元を試みる。地域と情念との関係について、山田はつぎのようにいふ。「地域」の相貌を復元するためには、当然のことながら、地域全体におおいかぶさつ

ている制度、そして地域の隅々にまで張りめぐらされている社会関係への考察を避けて通ることはできない。しかしそれと同時に表層に現れる制度化された言説の下に沈むもの——地域社会をゆるやかに満たし、特に意識することことさえなく人々に共有され息づいていた情念——の深部にまで私たちのまなざしを届かせなければ、〈生きられた地域〉を復元することはできない。

十九世紀後半の四川省合川県の挙人丁治棠は、晩年にようやく訓導の官職を得たものの、「仕隠」と諱晦するように職務や経史の学問は情熱をむげず、もっぱら自ら伝聞したところ、したがって特定の地方に流布していた「うわさ」や物語りを書きとめた。こうした志怪小説にも接近した丁治棠の隨筆、および庶民層の世界観を色濃く反映した善書などが主たる素材である。烈、善、義、公、平などとして評価される行為をめぐる言説のなかに、悪の蓄積のはてにあらわれつつある劫からの救済をもとめる人々の情念を読みとる。

「劫」と「救済」という枠組は、いうまでもなく終末論を軸とする宗教にひろくみられるわけであるが、このような教説を受けいれた人々の行動を方向づけるのは救済の方法である。当時の四川省の地方社会、具体的には

合川県と重慶府附近では、山田によれば、「劫」全体を挽回するため、あるいは自らが「劫」の災厄から逃るために必要なのは、苦しい「善」をあえてひき受けることであった。このような救済手段としての「善」として評価される行為は多様であり、人々はそれぞれ異なった方法によってそれを具現化する。個人としての生き方の選択のみならず、人々の合意に基づいて結集される組織も、こうした情念の束の上に現れる。当時の社会では、地方行政業務を運営するために地方官より委嘱を受けた地域エリートが運営した公局や、禁庄の対象とされた「邪教」「左道」が活動した。表面的にはなんの関連性も見いだせないような組織も、そこに結集した人々の情念という層に眼をむければ、善による個人の救済や全体としての「劫」の回避という共通した動機を見いだすことが可能となる。

山田の叙述は、方法についての議論においても、事実の提示とその解釈においても、きわめて明晰であり、説得力に富む。その卓越した語り口は、清末の四川省地方社会について鮮烈なイメージを喚起させることに成功していると言えよう。しかし、いささかひねくれた読者としては、そのあり余る鮮烈さがかえって気になる。多様

な信条と複合的な利害関係のなかにあつた人々のかたちづくる大規模な社会で、人々の行動や情念は、われわれ自身がそうであるように複雑であり、往々にして理解しがたく、表現しがたい。宗教社会学と文化人類学に共通する方法、つまり共有された世界像とその解釈から導かれる個人のパトス＝情念を媒介として人々の行動やその集積としての制度を合理的に読み解く方法は、このようないい社会を内包する地域の相貌を復元するに適切な方法であろうか。この論考における山田の成功をみれば、この問いに「適切」と答える誘惑に駆られる一方で、こうした方法がモノシリックな集団像を描きがちであることとに注意が払われてしかるべきだということを言いたくなれる。

#### 渋谷 誉一郎「スタイン第四次中央アジア踏査について

——民国初期における文物保護への道程」（第八章）は、一九二五年から準備がはじめられ、一九三〇～三一年にかけて実施されたスタインの踏査をとりあげ、それが外国人による古文物の国外持ち出しを阻止しようとした古物保管委員会などの抵抗にあつて挫折する過程を丹念にたどる。

スタインの第四次踏査は、当初イギリスが義和團事件

の賠償金によつて設立した英中庚款基金をあてにして計画されたが、一九二五年の五三〇事件後、基金の事務が停滞したため、ハーバード大学フォツグ博物館およびハーバード燕京学社の資金提供をうけておこなわれることとなつた。この時期、中央アジア地域を対象とする外国の調査隊は他にもあつた。一九二三年、ラングトン・ウォーナーがフォツグ博物館の収集品拡充のために、敦煌、黒城などを調査した。このフォツグ隊は莫高窟から塑像や壁画を持ちだした。ウォーナーは二五年にも北京大学と合作の協定を結んだうえで、再度莫高窟からの壁画持ち出しをはかつたが、中国側の抵抗に遭遇し果たさなかつた。こうした状況のなかで、ハーバード大学がスタンを起用したのは、これまでの輝かしい実績と、中国の現地当局との関係に期待したわけである。

国民政府の教育部長に就任した蔡元培は一九二八年に古物保管委員会を設置した。委員には著名的の学者、政治家が名をつらね、委員長は張繼であつた。翌年、アンドリュースが率いるニューヨーク天産博物院より、動物標本および化石の採集を目的とする第五次調査の計画が申請されると、古物委は調査隊の半数を中国側の人員とす

移送して研究するさいに中国人専門家が共同研究に加わるなどの協定を結んだ。この協定にもとづくアンドリュース隊の調査は一九三〇年に成功裏に実施された。

ところが一九三〇年に南京に到着したスタインは、「文物委を代表とする中国側の文物保護対策を尊重するよう求められたことが窺われる」ものの、中国人学者の参加を「時間とエネルギーと金の浪費」だとして拒絶、外交部長王正廷と直接交渉し、英・米公使らからの働きかけもえて旅券の発行を受けることに成功した。これに対し、教育部、中央研究院、古物委などはスタインの踏査への反対を表明し、立法院も「古物保存法」を制定した。こうした国民党、政府、学術団体をあげての運動が展開されるなか、スタインはインドから新疆へ入境したが、南京政府の命をうけて旅券の無効と退去を通告してきた省主席の圧力をうけて新疆での踏査をあきらめ、調査対象をペルシャに変更した。

以上の経緯を明らかにした後、外交部長王正廷が旅券の発行を認めたのは、不平等条約改定という事業の最終段階にあつた外交部が、列強との摩擦を避けようとしたためであつたが、古物委はあくまでも国家の主権を堅持することを主張したという評価がくだされている。国民

革命期の中国学術の形成を、ナショナリズム、外交関係とのかかわりのなかで照射するという狙いはよい。豊富に引用される資料も、当事者たちの思想と行動を理解するうえで有益である。篇幅の問題もあるだろうが、スタインのやや侮蔑あるいは敵意に傾斜した中国観とその学術研究や経歴との関係、また旅券の発行を認めた王正廷あるいは外交部の意図など、なお追究する価値のある問題が残されているように感じられた。

プラセンジット・ドゥアラ「『地方』という世界——政治と文学に見る近代中国における郷土」（第九章）は、『地方』を固定的、安定的なものとして捉えるのではなく、一つのプロセスとして扱うべきであるとの主張のもと、近代の「民族主義と世界資本主義が結びつく新たな時代」に叢生した郷土研究、郷土文学の精神史にわけいる。

『地方』のなかに本源性を見いだすという点で柳田國男の仕事が、魯迅と周作人兄弟に与えた影響の大きさを確認したうえで、さらに一九三〇年代まで中国の人類学、社会学、地理学が、郷土という価値を付与された村落に永続的な価値が再生産されていることを明らかにする研究活動に入り乱れて参入していた状況を具体的に論じて

いる。さらに、魯迅は、一面では迷信や時代錯誤から脱して改革すべき場として郷土を描きながら、一面では郷土に対する感情的な肩入れから離れることができなかつたが、こうした郷土文学についての魯迅の構想は、民族主義がはらむ緊張——郷土は民族の本源性の時を越えた源泉であると同時に、近代国家の基盤となるために改革されねばならぬ——を再現していると論じる。

このように「政治に従属した」ものとして『地方』を

論じる方法が周到に用意されたうえで、一九四二年に満州国で著された梁山丁の長編小説『緑色的谷』を素材として、この方法による作品論を開拓する。この小説は、『地方』を資本主義や都市化という直線的な時の流れと正反対にある変わらぬ価値の源泉として描き、「谷すなわち『地方』における人間生活の営みの中に自然界の時を越えた永遠の循環と調和する本源性を見出している」というのがドゥアラの読み方である。作品の公開から今日まで、満州国の日本人、反右派闘争における批判者、これを抗日愛国主義小説だと主張する作者自身など、それぞれの政治的意図からでたさまざまの読み方と対置するかたちで、ドゥアラ流の読み方を提示するという技法は優れている。「均質化を迫つて侵蝕していく資本主義」

と、それへの対抗の足場としての本源性と土着性すなわち「本色」を体现する『地方』という普遍的、一般的なテーマに執着しながら、いささかの陳腐さも感じさせない。それは、ドゥアラ該博な知識とするどい分析力が遺憾なく發揮されているからである。「おわりに」の議論は、あちこちへ発散していく、評者にはうまくその趣旨が理解できないのだが、これもドゥアラの作戦なのであろうか。

本書を通読すれば、関心のむけられた対象の多様であり、また新鮮であること、資料の発掘が丹念になされ、分析が緻密であることに強い印象を受けるであろう。すぐれた執筆者をあつめ、短期間のうちに成果の刊行を実現した山本の勞を多としたい。

（慶應義塾大学地域研究センター叢書 慶應義塾大学出版会  
二〇〇〇年六月 三八六十九頁）